

J R 四国労組ニュース

平成29年9月20日（No.4）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／森安 祐貴

3 6 協定妥結！

本部は、8月28日及び9月14日の団体交渉に続き、本日、3回目の団体交渉を行った。今回は申第1号「総合労働協約改訂等についての申し入れ」のうち、36協定に関する項目について、会社側から回答並びに「労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定の一部改正」についての提案があり議論した。

< 3 6 協定に関する項目 >

【労働条件に関する協約】

5 36条協定の一部改正後の状況を明らかにするとともに、乗務員勤務における臨時勤務の限度等について改善されたい。

【会社回答】

36協定の一部改正は以下の【会社提案】のとおり

なお、改正にあたっては、平成30年3月予定の当直システムの改修によって36協定違反の防止を図るとともに、乗務員勤務における連続勤務を可能な限り抑制する観点から以下の取り組みを実施する。

- ① 訓練、業研、運転適性検査等は、乗務前後で参加できるよう必要に応じて期間を延長することとする。
- ② 区所毎に勤務の取扱いに差がある勉強会は、内容を踏まえて取扱いを統一するとともに、乗務前後で参加できるよう実施方法を見直すこととする。
- ③ 安全衛生委員会の開催にあたっては、委員に指定されている乗務員が休日等の場合は、要件である衛生管理者1名以上の参加を確保の上で、代理者の指定を行うこととする。
- ④ 四大祭り、ふれあい祭り等の準備、運営については、本社等からの助勢や必要な予算措置等を行い、休日等への勤務指定を減少させることとする。

【会社提案】

労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定の一部改正について

平成29年9月

J R 四 国

労働基準法第36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定（以下、「36協定」という）について、以下のとおり一部改正する。

1 時間外労働時間数の1日の限度の一部改正

時間外労働時間数の1日の限度（8時間又は16時間）の適用においては、乗務員の指定した行路に列車遅延が発生した場合でやむを得ないとき、その遅延時間を除くこととする。

2 乗務員勤務における連続乗務日数の限度の一部改正

乗務員勤務における連続乗務日数の限度については、「連続乗務」を「連続勤務」に改正して適用することとする。なお、限度日数は動力車乗務員を7日、列車乗務員を9日とする。

ただし、動力車乗務員の連続乗務については、6日を限度とする。

3 協定の有効期間

平成29年10月1日より3ヶ月間とする。

＜主な交渉内容＞

組合：回答の1にある「やむを得ないとき」とは、どのような場合を指すのか。

会社：勤務を指定した時点で時間外労働時間数の限度を超過しておらず、勤務の結果、遅延により限度を超過した場合が想定される。勤務を指定する時点で限度を超過することが判明した場合には、可能な限り行路の分割や代替乗務員を指定することで対応したい。

組合：連続勤務日数について、動力車乗務員は8日目、列車乗務員は10日目には必ず休日を付与するという認識でよいのか。

会社：その通りである。

組合：勉強会については、今後、区所による取り扱いのばらつきを見直すという理解で良いか。

会社：主管部が各区所の状況を把握して取り扱いを統一する。ただし、社員が自主的に行う勉強会は対象外とする。最低限、10月の勤務整理を行うまでには対応したい。

組合：ふれあい祭り等のイベントは、現場の声をくみ取って、他系統とも連携・調整を行い、会社が一体となって取り組むべきである。また、本社からの助勢や予算措置は、今年度から対応するという認識でよいのか。

会社：そのように考えている。よって、今年はJR発足30周年であり、例年より大規模なイベントを計画していることから、最終日となる宇和島運転区では本社担当の助勢を計画している。

組合：36協定に基づく勤務の取り扱いについて、各現場の管理者がしっかりとチェックするよう指導すること。また、勤務免除の取り扱い等についても分かりやすく現場に周知することを要請する。

会社：３６協定が締結できれば、事務連絡を発出するほか、取り扱いについて解説したリーフレットを作成し管理者に周知を図ることを考えている。

組合：今後も、３６協定違反の根本的な原因である要員不足の解消に向けて取り組むべきである。

会社：来年度については、採用数の拡大を図るとともに、運転士登用を前提とした契約社員車掌についても適性を判断し、採用数の拡大を図り、要員不足の解消に努めていきたいと考えている。

組合：２暦日にわたる臨時勤務の回数は、現行の３６協定のままを考えているのか。

会社：臨時勤務の回数については、現行のとおりを考えている。

組合：今回提案の連続勤務及び連続乗務の限度日数は、交番や指導担当も対象となるのか。

会社：今回は乗務員勤務に限っての条項であり、交番や指導担当は対象外である。

組合：今回の提案は、現行の３６協定で定める連続乗務日数（動力車乗務員６日、列車乗務員９日）に加えて、連続勤務日数（動力車乗務員７日、列車乗務員９日）の制約を設けるものであり、将来的には連続勤務日数等のただし書きを削除するよう前向きに検討すべきである。

会社：貴側の意見を踏まえて努力するが、現状の要員需給では非常に厳しいため、引き続き協議したいと考える。

●最後に組合は

「今回の会社側の回答は、現行の３６協定について一定の改善が図られたものの、十分な内容とは言えない。特に事故防止及び組合員の健康管理のために、連続勤務日数等については更なる短縮を図るべきであり、ただし書きを将来的には削除できるよう前向きに取り組んでいきたい。また、根本的な原因である要員不足はすぐには解決しないことは理解するが、責任組合として前向きに議論し、改善を図るため引き続き交渉を継続したい。」と訴えた。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、今回の回答は、組合員から強い要望のあった「連続勤務日数の限度」を新設できたこと及び連続勤務日数を抑制するための具体的な対策が示されたことから、現行の３６協定に一定の改善が図られたと判断するとともに、併せて、その運用状況をチェックすることを確認し、本日１２時に妥結した。

以 上